

水産物部卸売業者が行う第三者販売に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市中央卸売市場業務条例第41条の規定により、卸売業者が仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して行う卸売（以下「第三者販売」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(申請手続)

第2条 京都市中央卸売市場業務条例施行規則（以下「規則」という。）第44条第2項の規定による許可の申請は、第1号様式により行うものとする。

(取引内容)

第3条 規則第44条第1項第4号に規定する市場における取引の活性化に資するものとして別に定める場合は、次に掲げるものとする。

- (1) 仲卸業者及び売買参加者が販売を行わない小売業者等に対して卸売をするとき。
- (2) 水産物の輸出を行うために卸売をするとき。
- (3) 水産物を原料又は材料として使用し、商品を製造、加工する食品製造業者等に対して卸売をするとき。
- (4) 生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物を、流通加工段階認証を取得している小売業者等に対して卸売をするとき。

2 卸売業者は、前項各号に掲げる卸売をしようとするときは、仲卸業者等と協議及び調整を行い、円滑な取引を図ることとする。

(許可)

第4条 市長は、第2条の申請があった場合、当該申請が規則第44条第1項各号のいずれかに該当するときに限り、許可するものとする。

2 市長は、前項の許可に際して必要があると認めるときは、関係業者の意見を聴くことができる。

(届出等)

第5条 規則第44条第3項の規定による届出は、毎月10日までに第2号様式により行うものとする。

2 市長は、前項の内容に関して必要があると認めるときは、関係業者の意見を聴くことができる。

3 卸売業者は、第三者販売を行ったときは、その旨を販売原票に記載しなければならない。

(その他)

第6条 第三者販売の取扱いについて、この要綱によることが困難な場合は、その都度市長が定めるものとする。

この要綱は、令和２年６月２１日から施行する。

水産物部卸売業者が行う第三者販売に係る許可申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
京都市中央卸売市場第一市場水産物部卸売業者 名称及び代表者名	

京都市中央卸売市場業務条例第41条の規定により、下記の物品について、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売の許可を受けたいので、京都市中央卸売市場業務条例施行規則第44条第2項に基づき申請します。				
卸売の相手方の 氏名又は名称	品 目	数 量 / 個 数	産 地	出荷者の 氏名又は名称
卸売をしようとする理由		☐ 1 入荷量が著しく多く、又は品目、品質が特殊であるため残品を生じるおそれがある。 ☐ 2 残品を生じた。 ☐ 3 本市場からの供給に依存している周辺地域の卸売業者に対して卸売をする。 ☐ 4 仲卸業者及び売買参加者が販売を行わない小売業者等に対して卸売をする。 ☐ 5 輸出を行うために卸売をする。 ☐ 6 商品を製造、加工する食品製造業者等に対して卸売をする。 ☐ 7 流通加工段階認証を取得している小売業者等に対して卸売をする。		

注) 該当する□にV印を記入してください。

水産物部卸売業者が行う第三者販売に係る卸売の届出書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
京都市中央卸売市場第一市場水産物部卸売業者 名称及び代表者名	

京都市中央卸売市場業務条例第41条の規定により、下記の物品について、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売したので、京都市中央卸売市場業務条例施行規則第44条第3項に基づき届出します。					
卸売の相手方の 氏名又は名称	品 目	数量／個数	卸 売 決 定 価 格	産 地	出 荷 者 の 氏名又は名称
卸 売 を し た 理 由	☐ 1 入荷量が著しく多く、又は品目、品質が特殊であるため残品を生じるおそれがあった。 ☐ 2 残品を生じた。 ☐ 3 本市場からの供給に依存している周辺地域の卸売業者に対して卸売をした。 ☐ 4 仲卸業者及び売買参加者が販売を行わない小売業者等に対して卸売をした。 ☐ 5 輸出を行うために卸売をした。 ☐ 6 商品を製造、加工する食品製造業者等に対して卸売をした。 ☐ 7 流通加工段階認証を取得している小売業者等に対して卸売をした。				

注) 該当する□にV印を記入してください。